

社会福祉法人
雄 仁 会

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

平成18年4月1日
規 程 第 11 号

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人雄仁会（以下「この法人」という。）定款第8条及び定款22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用について必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号 以下「改正法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- （2）常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、法第45条の8第4項において準用する一般法人法第196条及び法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条並びに法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金をいう。
- （5）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として第4条で規定する報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員、監事及び評議員は無報酬とする。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、賞与を支給する。
- 4 役員退職金については、別途規程を設ける。

（定例報酬の額の決定）

第4条 常勤役員に支払う報酬は、評議員会にて役職に応じた一人当りの上限額を定めた上で、個人の役割、職務の内容を総合的に勘案・評価し、別表1の役員等報酬表に定める基準額を基に各理事の具体的支給額を理事会にて決定する。

（賞与額の決定）

第5条 常勤役員に支払う賞与は、別表2の常勤役員賞与表のとおりとし、理事長は、理事会の承認を得て、各々の理事に支給するものとする。

(定例報酬及び常勤役員賞与の支給)

第6条 定例報酬及び常勤役員賞与の支給日、支給方法及び定例報酬並びに常勤役員賞与より控除する報酬支給に関する詳細は、各常勤役員と協議し、別に定める職員を対象とする給与規程等に準ずる。

(費用)

第7条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員等が、この法人の依頼に応じて業務のために出張する場合の費用弁償は、費用弁償及び旅費規程に従い支給する。

3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第8条 この法人は、社会福祉法人等の一部を改正する法律の定める理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額を現況報告書に記載の上、公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

役員等報酬表

号俸	支給基準額
1 号俸	月額 100,000 円
2 号俸	月額 200,000 円
3 号俸	月額 300,000 円
4 号俸	月額 400,000 円
5 号俸	月額 500,000 円
6 号俸	月額 600,000 円
7 号俸	月額 700,000 円
8 号俸	月額 800,000 円
9 号俸	月額 900,000 円
10 号俸	月額 1,000,000 円

別表 2

常勤役員賞与表

夏季賞与（6 月）	定例報酬月額× 1 ヶ月分
冬季賞与（1 2 月）	定例報酬月額× 1． 5 ヶ月分